

(健Ⅱ256F)
令和2年2月7日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菔 敏

新型コロナウイルス感染症疑い例に係る医療機関における対応について

新型コロナウイルス感染症に係る疑い例の患者からの電話相談又は当該患者が受診した場合、現時点で、一般の医療機関（以下、「医療機関」という。）においては、最寄りの保健所等の窓口への相談を促し、同窓口を通じて診療体制等の整った医療機関に確実に誘導することが求められているところです。

また、同感染症は「指定感染症（2類感染症相当）」に位置付けられており、疑い例を含め全数報告の対象であります。

一方、本会といたしましては、症例定義にあてはまらなくとも、重症化が疑われ、医師が検査の必要ありと判断した場合に、検査が可能となるよう柔軟に対応する必要があると考えております。

しかしながら、一部の保健所等の窓口において、現在の疑い例の定義を厳格に当てはめた運用がなされており、医療現場においては患者に対する検査依頼等に苦慮している状況があります。

このような状況に鑑み、医療機関として検査可能数に限りがあることを考慮しつつ、保健所等の窓口を介さず、医療機関から直接診療体制の整った医療機関への相談を誘導することも可能とすることを厚生労働省当局に確認いたしましたので、取り急ぎご連絡いたします。

なお、診療体制の整った医療機関については、感染症指定医療機関をはじめとする「帰国者・接触者外来」設置医療機関であり、貴会におかれましては、現在、都道府県等との協議のもと、整備を進めていることと存じますが、必要に応じて、貴会会員に対して同医療機関の情報を共有いただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年2月10日

知多郡医師会 会員 医療機関 様

一社) 知多郡医師会
会長 安井 直

新型コロナウイルス感染症疑い例に係る医療機関における対応について
(日本医師会(PDF)及び愛知県医師会より情報提供について)

平素よりお世話になっております。

このたび標記の件について日本医師会より2月7日付(健Ⅱ256F)にて、愛知県医師会及び各郡市区医師会宛通知が参りました。

《日本医師会からの情報提供》

本件の発送に至った経緯については、一部の市町村において新型コロナウイルスの疑いのある患者に対し症例定義に僅かでも当てはまらないことから対応医療機関への誘導対応をしない等の

事例が起こったことから発送された通知文であり、日本医師会としても基本的にはまず保健所への連絡をお願いしたいとの意向です。

保健所にご連絡をされたうえで、疑い例であるにも関わらず対応がなされない場合には添付のとおり医療機関から対応医療機関へご相談のうえ誘導をすることも可能となりますので、よろしく願いいたします。

《愛知県医師会からの情報提供》

なお、この件について、愛知県へ確認しましたところ下記の通り、「愛知県としては、疑い例につきましては原則として最寄りの保健所にご一報いただきたい」とのご連絡を受けております。

※ 別添のPDF参照

「新型コロナウイルス感染症疑い例に係る医療機関における対応について」